

仰せ付けらるべき旨畏み奉り候事

○一捨て子これ有り候はば養育致し置き、早速御役所へ訴え上げ申すべく候、養育の内相煩い候はば、是又早速

其のものの様子を慥かに承け届け候上訴え上げ、御差図を請け遣わし申すべく候、内證にて遣わし候儀、堅く仕る間敷旨

仰せ渡され畏み奉り候事

○一田畠質地證文に名主加判これ無き證文、又は

名主置き候質地は相名主・年寄・組頭等の役人加判これ無き證文、其の外地主より年貢諸役を勤め、金主は年貢諸役を勤めざる質地の類は、

前々より御停止（ちょうじ）に候処、右の通り不埒（ふらち）成る證文を以て訴え出候もこれ有る間、弥（いよいよ）質地證文相極め候節念を入れ、右躰の儀これ無き様に仕るべき旨仰せ渡され畏み奉り候事

○一享保元申年以前年季明け候質地は、年季明け

拾か年過ぎ訴え出候ては御取り上げこれ無く候、金子（きんす）有り合わせ

次第請け返すべき旨證文にこれ有る質地は、質入れの年より拾か年過ぎ訴え出候はば、御取り上げこれ無き旨

仰せ渡され畏み奉り候事

右御法度の惣御箇条の趣、村方にも写し置き、

毎月一度宛、惣百姓共名主所へ寄り合い読み聞かせ、

仰せ付けられ候通り相守り申すべく候、若し違背（いはい）仕るものこれ有り候はば、何様の曲事にも仰せ付けらるべく候、其の為（ため）名主・年寄・

五人組連印の一札差し上げ申し候、仍（よつ）て如件（くだんのことし）

前條の儀は、前々

公儀より仰せ出され、これ有り候処、猶亦此の度左の通り

申し渡し候

一訴訟其の外何事に依らず申し出るべき儀これ有らバ、五人組へ

断り、名主・組頭を以て申し達すべし、或いは名主添状を以て訴え出るべし、若し名主・組頭取り上げず、添状仕らず候はば、其の趣を以て申し出るべき事

一宗旨（しううし）印形の儀、出入故障これ有る共、寺院は勿論